

## 1 事業名

所沢市教育委員会委員定数条例の廃止

## 2 事業の概要

教育委員会委員の定数を見直し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条に規定する 4 人とすることから、本条例を廃止するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、条例を規定する必要がなくなった際は、必要に応じて廃止している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

なし